



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区九段北 4-2-6
会社名 **レカム株式会社**
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博
(コード番号: 3323 東証 JASDAQ S)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO
川畑 大輔
(TEL: 03-5357-1411)
(URL: <http://www.recomm.co.jp>)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、会社法改正に伴い「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びレカムグループは、全ての取締役、執行役員及びレカムグループにおいて雇用されている者（嘱託として雇用した者やパートタイマー含む。以下、「レカムグループの役員及び社員等」という）が、関係法令・社内規程の遵守及び倫理への適合（以下、「コンプライアンス」という）する職務を遂行するために、法令・定款だけではなく、企業理念及び企業倫理規程をはじめとする各種社内規程や社会規範を行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心にレカムグループの役員及び社員等への教育を行う。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について、レカムグループの役員及び社員等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理担当取締役を任命する。コンプライアンス、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、リスク管理担当取締役管掌のもと、経営管理本部が行うものとする。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスマネジメント委員会を設置し、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施し、その結果は取締役会及び監査役に報告される。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会は月に一度定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定める事項について、機動的な意思決定を行う。
- (2) 意思決定の一層の迅速化及び業務執行の監督・監視機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において、執行役員を選任するとともにその業務分担を定める。
- (3) 当社の業務執行上の意思決定は、取締役会決議事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限及び手続きにしたがって執行役員社長または担当執行役員、部門長等が行う。
- (4) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期の業績管理の実施を行う。
- (5) 取締役会による月次業績のレビューと具体的改善策の立案、実施を行う。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びレカムグループにおける内部統制の構築を目指し、当社の人事総務本部をレカムグループ全体の内部統制に関する担当部門とし、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適性を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 当社及びレカムグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、その評価、維持、改善等を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社及びレカムグループ各部門の内部監査を実施し、その結果をその責任者に報告の上、内部統制の改善策の指導、実施の支援・援助を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

レカムグループの役員及び社員等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びレカムグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

なお、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨をレカムグループの役員及び社員等に周知徹底する。また、内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益扱いを禁止する。

9. その他監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める執行役員会等重要な会議に出席する。また、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (2) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

- (3) 監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- (4) 監査役が職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はその費用を負担する。

以上